報道発表

浜松市 学校教育部 教育総務課 Tel 053-457-2401



「浜松市教育委員会におけるスクールロイヤー活用事業に関する協定」 の締結について

浜松市教育委員会と静岡県弁護士会が協定を締結し、「スクールロイヤー活用事業」を実施します。

つきましては、以下のとおり協定締結式を行います。

1 事業概要

(1) 目的

教職員が学校現場で発生する様々な課題等への対応について、法的観点からの正しい認識と理解を深め、これらの未然防止や早期解決につなげることにより、児童生徒の最善の利益を十分に考慮したうえで、その健全な成長・発達と福祉の実現を図ることを目的とする。

(2) 内容

ア 学校からの法律相談

学校で発生した様々な問題に対して、スクールロイヤーが学校からの相談に応じ、 学校がとるべき対応について法的側面からの指導・助言を行う。

イ 教職員への講義や指導・助言等(市内を8つのエリアに分けて実施)

会議や研修等にスクールロイヤーが出席し、教職員の危機管理能力や法的思考力、コンプライアンス意識の向上に資する講義、具体的な問題や課題に対する法的側面からの指導・助言を行う。

2 協定締結式

- (1)日 時 令和5年4月10日(月)14時15分から14時40分まで
- (2)場所 浜松市教育委員会 教育委員会室(イーステージ浜松オフィス棟6階)
- (3)締結者 静岡県弁護士会 会長 杉田 直樹 浜松市教育委員会 教育長 宮﨑 正
- (4)次第 協定書交換、写真撮影 14:15 ~ 14:23 挨拶、歓談 14:23 ~ 14:40